

知立市災害廃棄物処理計画

平成30年3月

知 立 市

目 次

内容

第1章	基本的事項	2
第1節	計画策定の背景及び目的.....	2
第2節	本計画の位置づけ	2
第3節	被害想定する災害	3
第4節	本計画の対象とする廃棄物	3
第5節	業務概要	4
第6節	住民等への周知.....	6
第2章	組織及び協力支援体制	7
第1節	庁内の組織体制	7
第2節	協力支援体制.....	9
第3章	災害廃棄物対策	11
第1節	災害廃棄物処理の基本方針.....	11
第2節	災害廃棄物処理の基本的事項	11
第3節	仮置場	13
第4節	収集運搬体制.....	17
第5節	処理施設	19
第6節	特別に対応が必要な廃棄物等.....	21
第7節	損壊家屋の解体・撤去	23

第4章	し尿処理対策	25
第1節	し尿処理の基本的事項	25
第2節	収集運搬体制	26
第3節	処理施設	27
第5章	本計画の推進・見直し	28
第1節	本計画の推進	28
第2節	人材育成・訓練	28
第3節	本計画の見直し	28

第 1 章 基本的事項

第 1 節 計画策定の背景及び目的

「愛知県地域防災計画－地震・津波災害対策計画－（平成 29 年 5 月修正、愛知県防災会議）」によると、南海トラフ全域で、30 年以内にマグニチュード 8 の地震が起きる確率は 80%程度と予測されており、本市はいつ巨大地震が起きてもおかしくない状況にある。

近年発生した巨大地震である、東日本大震災（平成 23 年 3 月）では、平常時自治体が処理している数倍の量の災害廃棄物が発生し、それらをいかに迅速かつ適正に処理するかが課題となった。

平成 26 年 3 月に国は災害廃棄物対策指針（環境省大臣官房廃棄物・リサイクル対策部）を策定し、平成 28 年 10 月には愛知県が愛知県災害廃棄物処理計画を策定した。冒頭にも記したとおり巨大地震の被災リスクの高い愛知県内の市町村においては、特に災害廃棄物を迅速かつ適正に処理できるよう災害廃棄物処理計画の策定が求められている。

このような背景を踏まえ、本市においても災害により発生する災害廃棄物の適正な処理体制を確立し、発災後の市民の生活環境の保全及び早期復旧・復興を果たすことを目的として本計画を定めるものとする。

第 2 節 本計画の位置づけ

本計画は、災害廃棄物の処理に関して知立市地域防災計画を補完し、本市内の災害廃棄物の処理を円滑に実行するために国の災害廃棄物対策指針に基づいて必要な事項を整理して、愛知県災害廃棄物処理計画と整合を図った内容で策定をする。

なお、巨大災害発生後には、被災状況を調査し、発生した災害廃棄物の種類や量、性状等を確認し、それらを推計したうえで、すみやかに知立市災害廃棄物処理実行計画の策定をする。

第3節 被害想定する災害

南海トラフで繰り返し発生している地震・津波のうち、発生したことが明らかで規模の大きいもの（宝永、安政東海、安政南海、昭和東南海、昭和南海の5地震）を重ね合わせたモデルである「過去地震最大モデル」を想定する。

なお、風水害の被害想定等を行わないが、地震災害に準じた対策をとることとする。

第4節 本計画の対象とする廃棄物

本計画で対象とする廃棄物は、本市内において被災者の生活に伴う廃棄物及び災害によって発生する廃棄物等とし、具体的には表1に示すもの。

表1 本計画の対象とする廃棄物

廃棄物		具体例
①被災者の生活に伴う廃棄物	生活ごみ	家庭から排出される生活ごみや粗大ごみ
	避難所ごみ	避難所から排出される生活ごみ等
	し尿	避難所等に設置した仮設トイレや汲み取り世帯のトイレ
②災害によって発生する廃棄物等	可燃物	繊維類、紙、プラスチック等
	不燃物	コンクリート、ガラス・陶磁器類、混合廃棄物等
	木くず	柱、梁・壁材、倒木等
	コンクリートがら	コンクリート片やブロック、アスファルト等
	金属くず	鉄骨や鉄筋、アルミ材等
	腐敗性廃棄物	食品廃棄物、畳等
	廃家電	被災家屋から排出されるテレビ、洗濯機、エアコンなどの家電類で、災害により被害を受け使用できなくなったもの
	廃自動車等	災害により被害を受け使用できなくなった自動車、自動二輪、原付自転車
	有害廃棄物・危険物	廃石綿等、石綿含有廃棄物、PCB廃棄物、薬品、注射針等
	その他、処理困難物	危険物等、本市の処理施設で処理困難なもの

第5節 業務概要

被害想定する災害が発災した後に、市が行うべき業務の特徴を表2に示す。

① 被災者の生活に伴う廃棄物

表2-1 発災後の業務

時期	項目	業務概要
(発災後7日間) 初動期	避難所ごみ等	避難所ごみ等生活ごみの保管場所の確保
	し尿	仮設トイレ、消臭剤や脱臭剤の確保
		仮設トイレの設置
		し尿の受入施設の確保
		仮設トイレの使用方法、維持管理方法等の利用者への指導 (衛生的な使用状況の確保)
(発災後3週間) 応急対応期(前半)	避難所ごみ等	収集運搬・処理体制の確保
		処理施設の稼働状況に合わせた分別区分の決定
		感染性廃棄物への対策
し尿	仮設トイレの管理、し尿の収集・処理	
(発災後1年間) 復旧・復興	し尿	避難所の閉鎖、下水道の復旧等に伴い仮設トイレの撤去

②災害によって発生する廃棄物等

表 2-2 発災後の業務

時期	項目	業務概要	
初動期 (発生後7日間)	自衛隊等との連携	自衛隊・警察・消防との連携	
	被災状況の把握	処理施設や収集ルートでの被災状況の把握	
	仮置場		仮置場の必要面積の算定
			仮置場の候補地の選定
			受入に関する合意形成
			仮置場の確保
			仮置場の設置・管理・運営
	解体・撤去	通行障害となっている災害廃棄物の優先撤去（土木班との連携）	
	有害廃棄物・危険物対策	有害廃棄物・危険物への配慮	
各種相談窓口の設置	ごみの出し方等、各種相談窓口の設置		
住民等への啓発・広報	住民等への啓発・広報		
応急対応期（前半） (発災後3週間)	発生量等	災害廃棄物の発生量の推計・処理可能量の推計	
	収集運搬	収集運搬体制の確保・実施	
	解体・撤去	倒壊の危険のある建物の優先解体（設計・積算・現場管理等含む）（調査班・建築班との連携）	
	有害廃棄物・危険物対策	所在、発生量の把握、処理先の確定、撤去作業の安全確保、PCB、トリクロロエチレン、フロン等の優先的回収	
	分別・処理・再資源化	腐敗性廃棄物の優先的処理（腐敗物の処理は1カ月以内）	
応急対応期（後半） (発災後3カ月間)	処理スケジュール	処理スケジュールの検討、見直し	
	処理フロー	処理フローの作成、見直し	
	環境対策、モニタリング、火災対策	火災防止策、環境モニタリングの実施、悪臭及び害虫防止対策、飛散、漏水防止策	
	解体・撤去	解体が必要とされる建物の解体（設計、積算、現場管理等含む）	
復旧・復興 (発災後3年間)	収集運搬	広域処理する際の輸送体制の確立	
	仮置場	仮置場の復旧・返却	
	分別・処理・再資源化		廃家電・被災自動車等の処理先の確保及び処理の実施
			混合廃棄物、コンクリートがら、木くず等の処理
	最終処分場	最終処分の実施	

※ 災害廃棄物対策指針、H26環境省を参考に作成

第 6 節 住民等への周知

災害廃棄物を迅速かつ適正に処理するため、ごみ・し尿処理に関する情報を関係者、住民に周知する。広報方法は、公共通信媒体(テレビ、ラジオ、新聞等)を通じて行うほか、市内広報誌、回覧板、貼り紙、広報宣伝車、インターネット等を同時に利用して周知徹底を図る。

各対応時期における周知する内容は次のとおりとする。

初動期（発災後 7 日間）

- ・生活ごみ、避難所ごみ、粗大ごみ、災害廃棄物等の排出方法
- ・仮置場の設置状況、搬入ルール
- ・危険物・有害廃棄物の取り扱いについて
- ・し尿の収集体制
- ・仮設トイレの設置場所、設置状況
- ・仮設トイレの使用上の注意及び維持管理等

応急対応期（3 カ月間）

- ・災害廃棄物撤去のボランティア等支援依頼方法
- ・損壊家屋の解体申請方法・所有者意思確認
- ・被災自動車の所有者意思確認
- ・便乗ごみ、不法投棄、野焼きの禁止

復旧・復興期（1 年～3 年）

- ・災害廃棄物の処理の進捗状況
- ・環境モニタリング結果

第2章 組織及び協力支援体制

第1節 庁内の組織体制

(1) 衛生班

知立市地域防災計画に基づき、知立市災害対策本部に設置される衛生班が中心となって災害廃棄物の処理を行う。

なお、衛生班内の組織体制図及び各業務概要は次のとおりとする。

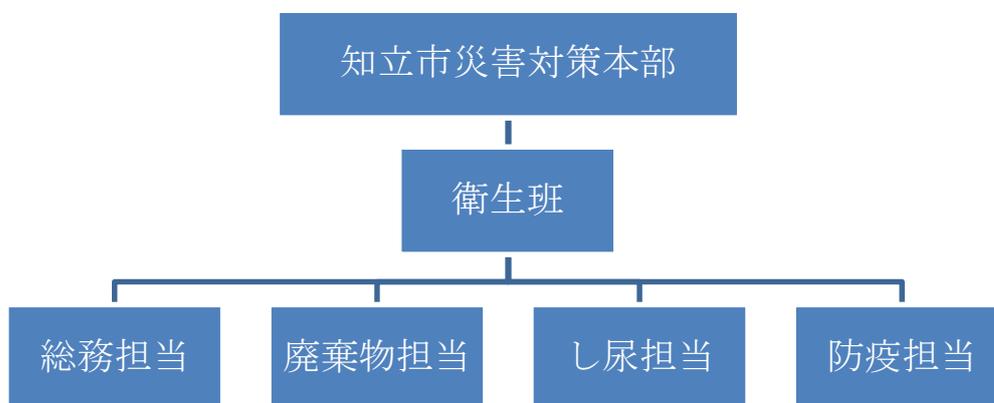


表3 衛生班内の役割分担

役割	業務概要	連携する部署
衛生班長	<ul style="list-style-type: none"> 災害廃棄物対策の統括 災害対策本部との連絡調整 各担当の進捗管理 	(庁内) ・災害対策本部 など
総務担当	<ul style="list-style-type: none"> 災害廃棄物処理実行計画の策定 住民等への広報 協定締結団体等への支援要請、連絡調整、積算業務 予算の管理、執行 人員の管理、配置 他担当に属さない事務 	<ul style="list-style-type: none"> 国 愛知県 他市町村 協定締結団体 (庁内) 広報協働班 企画班 など
廃棄物担当	<ul style="list-style-type: none"> 廃棄物処理施設の被災状況の把握 災害廃棄物の発生量の推計 仮置場の設置、管理、運営 	<ul style="list-style-type: none"> 刈谷知立環境組合 (庁内) 土木班

	<ul style="list-style-type: none"> ・日常ごみ及び災害廃棄物の収集運搬及び処理体制の確立 	<ul style="list-style-type: none"> ・建築班 など
し尿担当	<ul style="list-style-type: none"> ・し尿処理施設の被災状況の把握 ・し尿の発生量の推計 ・仮設トイレの設置状況の把握及び収集運搬、処理体制の確立 	<ul style="list-style-type: none"> ・豊田市 (逢妻衛生プラント) (庁内) ・統括班 など
防疫担当	<ul style="list-style-type: none"> ・消毒資機材、清掃資機材の確保及び調達 ・仮置場等の廃棄物保管場所における消毒作業の実施 	

* 共通事項

災害廃棄物処理の経験をその後も活かすために、各担当は事業の記録を残すこととする。

(2) 衛生班と特に連携が必要な班

➤ 統括班

- ・仮設トイレの設置及びし尿汲み取りに関すること
- ・人員及び資機材の手配に関すること

➤ 土木班

- ・道路啓開等により生じたごみに関すること
- ・防災協定書（災害時応急復旧工事等の協力に関する協定）に基づく支援要請に関すること

➤ 調査班、建築班

- ・損壊家屋等の解体に伴う罹災証明書の発行、解体申請受付に関すること

第 2 節 協力支援体制

本市内でのごみ処理等が困難な場合に、協定先等に支援要請を行う。

衛生班の各担当は、支援が必要な資機材等を班長及び総務担当に報告をする。

総務担当は、支援要請を行った場合は、必ず班長に報告をする。

1. 協定先一覧

表 4 協定先一覧

名称	協定先	依頼内容
災害協定書 (災害時におけるし尿汲み取り等に関する協定)	知立衛生株式会社	し尿汲み取り、 災害廃棄物の収集運搬等
災害時における廃棄物の処理等に関する協定書	一般社団法人愛知 県産業廃棄物協会	仮置場の設置及び管理、 廃棄物に関すること全般
災害時の一般廃棄物処理及び下水処理に係る相互 応援に関する協定書	愛知県内の市町村 及び一部事務組合	全般
知立市伊那市災害時相互応援に関する協定	伊那市	全般
知立市、鯖江市災害時相互応援協定書	鯖江市	全般
知立市、魚津市災害時相互応援協定書	魚津市	全般
知立市、下呂市災害時相互応援協定書	下呂市	全般
知立市、栗東市災害時相互応援協定書	栗東市	全般
知立市、能美市災害時相互応援協定書	能美市	全般
防災協定書（災害時応急復旧工事等の協力に関する協定）	市内土木・建築・ 造園業者の一部	建物の解体・撤去、 道路障害物の撤去等

2. その他

● 近隣市町村

本市内での災害廃棄物処理が困難な場合、愛知県災害廃棄物処理計画に基づいて、衣浦東部地域（刈谷市、安城市、高浜市、碧南市、知立市）内の自治体や民間事業者と連携し、地域内での処理を目指す。

衣浦東部地域内での処理が困難な場合、豊田市、岡崎市、西尾市、幸田町を加えた西三河地域ブロック内での処理を目指す。

西三河地域ブロック内での処理も困難な場合、愛知県を通じて他の地域ブロックや他県への支援要請をする。

● 愛知県

災害発生時には、愛知県資源循環推進課及び西三河県民事務所廃棄物対策課に、災害廃棄物の発生状況、一般廃棄物処理施設の被災状況、仮置場の整備状況等の報告及び必要な支援内容を連絡し、支援要請をする。

● ボランティア

ボランティアには、災害廃棄物の分別方法や排出先、有害物質の暴露防止等の作業における留意点について説明し、被災家屋からの災害廃棄物の撤去・運搬や仮置場での分別指導等を依頼する。

第3章 災害廃棄物対策

第1節 災害廃棄物処理の基本方針

(1) 市民の生活環境の保全

廃棄物及びし尿の収集運搬は、発生場所及び性状等を勘案したうえで緊急性の高い場所から優先的に収集を行い、市民の生活環境を保全することに努める。

(2) 災害廃棄物の迅速な処理

災害廃棄物の処理は、被災地域の早期の復旧・復興に繋がるため、収集運搬及び仮置場の設置、処理施設の確保等をすみやかに行い、災害廃棄物の迅速な処理を目指す。

(3) 分別・リサイクルの徹底

災害廃棄物の収集運搬時における分別や一次仮置場での分別指導を徹底する。二次仮置場においては、さらに細かく分別を実施し、円滑にリサイクル施設への搬入を行い、最終処分量の低減を図る。

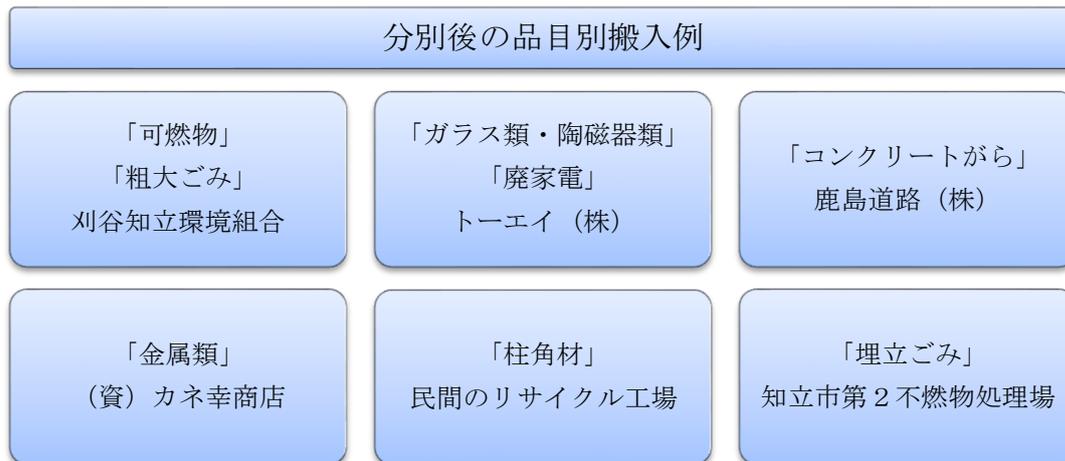
第2節 災害廃棄物処理の基本的事項

(1) 災害廃棄物の処理フロー

災害廃棄物処理は、分別を徹底してできる限りリサイクルをすることが望ましく、収集から最終的な処理が行われるまで多くの工程を経るため、次のとおり整理をする。



※ 愛知県災害廃棄物処理計画、H28愛知県を参考に作成



(2) 災害廃棄物発生量の推計

愛知県では、本計画で被害想定している災害が発生した場合の本市内における災害廃棄物発生量を建物被害棟数や浸水面積を基に、建物の全壊・焼失、半壊、床上・床下浸水を考慮して表5のとおりそれぞれ（選別前）と（推計後）で推計をしている。

表5-1 災害廃棄物発生量（選別前）

可燃物	不燃物	津波堆積物	合計
13,887 t	100,552 t	0	114,439 t

（出典：愛知県災害廃棄物処理計画、H28愛知県）

表5-2 災害廃棄物発生量（選別後）

可燃物	不燃物	柱角材	コンクリート	金属	分別土砂	合計
10,284 t	17,654 t	1,210 t	79,148 t	6,143 t	0	114,439 t

（出典：愛知県災害廃棄物処理計画、H28愛知県）

なお、発災後にはすみやかに処理体制の構築と災害廃棄物処理実行計画を策定するために、建物の被害棟数等が被害想定を超えていないか、現地調査や航空写真等により把握し、より正確な災害廃棄物発生量を推計する。

第3節 仮置場

(1) 基本的事項

1. 災害廃棄物は一度に大量の混合物が発生するため、発生場所から処理施設に直接搬入することは困難であり、一時保管及び分別をする一次仮置場と二次仮置場が必要となる。
2. 仮置場の必要面積は、次により算定する。

$$\text{必要面積} = (\text{① 保管面積} + \text{② 作業スペース面積}) \div 2$$

$$\text{① 保管面積} = \text{発生量 (重さ 単位: t)} \div \text{比重} \div \text{高さ}$$

$$\text{比重: 可燃物 } 0.55 \quad \text{不燃物 } 1.48 \quad \text{高さ: } 5 \text{ m}$$

$$\text{② 作業スペース面積} = \text{① 保管面積} \times 2/3$$

(出典: 愛知県災害廃棄物処理計画、H28愛知県)

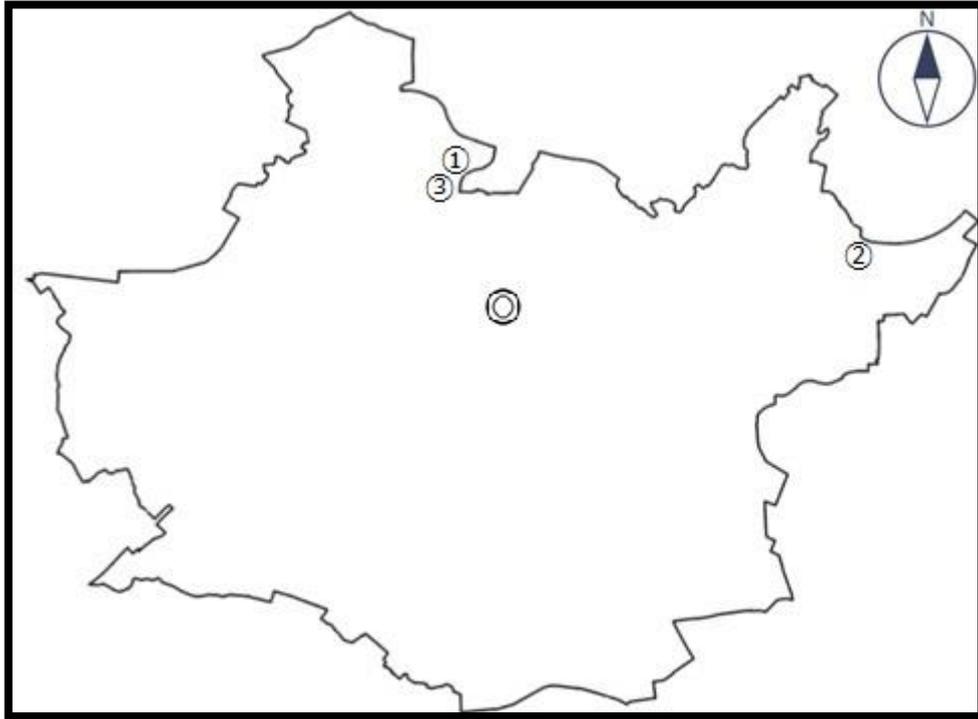
算定の結果、本市の災害廃棄物の仮置場の必要面積は 15,532 m²

3. 仮置場の選定については、仮設住宅等の住民が生活する場所との重複は極力避けることとし、公共用地を中心に選定を行う。現在、表6のとおり候補地を選定しているが、市域に偏りなく設置されることが望ましいため、今後も増設を検討していく。

表6-1 仮置場の候補地一覧

番号	名称	所在地	利用可能面積
①	第1最終処分場跡地 及び 第3最終処分場候補地	山屋敷町見社地内	11,394 m ²
②	井戸尻駐車場	八橋町井戸尻地内	3,929 m ²
③	知立衛生(株)駐車場	中町花山地内	300 m ²

表6-2 仮置場の候補地一覧（地図）



4. 仮置場の不足が発生した場合には、民有地または他市町村と広域的な仮置場の設置を検討するが、特に民有地を使用する場合は、使用前に土壤汚染調査を行い土地の返還時に仮置きした災害廃棄物が土壤に与えた影響を確認できるようにするほか、土地所有者と貸与期間や返却時のルールを十分に協議する。

(2) 管理・運営

1. 人員

仮置場を主に管理する者は、廃棄物処理法を理解し重機等を使用することができる廃棄物処理事業者が望ましく、愛知県産業廃棄物協会等の協定先を中心に支援要請し委託をする。

その他、不法投棄、資源の持ち去りを監視する警備員や、受付、分別指導員、分別作業員、交通誘導員を配置する。

2. 受付

仮置場には受付を設置し、搬入者は様式1の申請書を記入する。

3. 分別

一次仮置場における分別は表7のとおりとする。

ただし、リサイクル工場や焼却施設の被災状況に応じて、分別を変更する等の柔軟な対応をとる。二次仮置場における分別は、全体の被災状況を確認してから決定する。

表7 一次仮置場における分別

分別区分	具体的な品目
可燃性混合物	・可燃性粗大ごみ ・布類 ・紙類 ・再資源化できない木くず
腐敗性廃棄物	・食品廃棄物 ・畳
不燃性混合物	・不燃性粗大ごみ ・ガラス類 ・陶磁器類・土砂 ・石膏ボード等の建築廃材
がれき類	・コンクリートがら ・アスファルト ・瓦
木くず	・柱角材
廃家電	・家電類（4品目含む）
金属類	・金属製のもの
有害廃棄物・危険物	・消火器 ・石綿含有廃棄物 ・灯油 ・PCB 廃棄物 ・ガスボンベ ・注射針
その他	・廃自動車 等

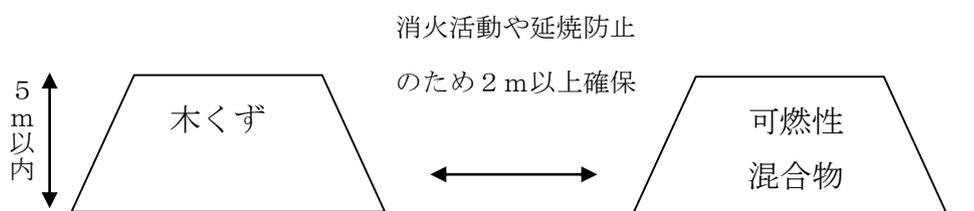
4. 場内レイアウト

- ・不法投棄の防止や出入口の限定のために、仮置場の周囲にはフェンスを設置する。
- ・場内は搬入者による事故を防止するため、一方通行とする。
- ・家電類等の分別が分かりやすいものから順に配置をしていく。
- ・有害廃棄物・危険物の分別や保管には十分に注意する。

5. 保管方法

災害廃棄物は、重機等を使用して極力高さ5メートル（畳は2m）まで積み上げて保管をする。

なお、可燃性廃棄物（木くず、畳、シュレッダーダスト、廃タイヤ、廃プラスチック類、剪定枝、ならびにそれらの混合廃棄物）を保管する場合には、火災の発生を予防するために次のとおり保管をする。



(3) 搬入

1. 仮置場における受け入れ方針

仮置場に搬入可能な廃棄物は、原則本市内から発生した災害廃棄物のみとし、本市以外で発生した廃棄物や、生活ごみや便乗ごみのような災害によらず発生した廃棄物は、市が特別に搬入を認めたものを除き、仮置場では受け入れを行わない。

2. 搬入量の把握

搬入量は、搬出先の二次仮置場または処理施設で計量し、全体の廃棄物量を把握することとする。

3. 搬入時の分別

搬入時には、分別をしながらの荷下ろしを促進するために、ボランティア等を活用し搬入者の補助をする体制を整えておく。

(4) 環境対策

1. 飛散・流出対策

保管している廃棄物が風により飛散・流出する恐れがある場合は、飛散防止ネットやブルーシートの設置、散水等を実施する。

2. 悪臭・害虫対策

臭等の腐敗性廃棄物は優先的に処理をする。また、消臭剤や脱臭剤、防虫剤などを散布する。必要に応じて、公益社団法人日本ペストコントロール協会・一般財団法人日本環境衛生センター・公益社団法人におい・かおり環境協会と連携し対策を検討する。

第4節 収集運搬体制

(1) 収集運搬の基本方針

市民が行うごみ出しのうち、生活ごみの排出については平常時と同様の排出方法とし、災害廃棄物の排出については市が定めた仮置場等の場所に持ち込むことを基本とするが、災害廃棄物の発生量や廃棄物処理施設の被災状況を考慮し、不燃物・資源ごみ・プラスチック製容器包装ごみ・粗大ごみの収集を一部中止することも検討する。

(2) 優先的に収集するもの

①感染性廃棄物・有害廃棄物・危険物

これらの廃棄物は飛散防止措置等を取りながら優先的に回収をし、市の仮置場に運搬し早期に処分をする。

②通行障害となっている災害廃棄物

避難路及び緊急輸送道路確保のため、土木班等と連携して撤去及び収集する。

③腐敗性廃棄物（可燃ごみ）

可燃ごみとして通常の排出をお願いするが、市民が排出できない理由があれば、市が優先的に収集する。

④粗大ごみ

損壊家屋から大量に発生し、通常の生活に支障をきたす恐れがあれば、市が優先的に収集する。

(3) 収集対象としないもの

平常時に本市が収集を行っていない廃棄物（自動車部品等の処理困難物）について、災害とは関係なく発生した場合には、平常時と同様に収集の対象としない。

また、原則、災害により被災した中小企業からの廃棄物については、一般家庭と同様に扱うが、災害時においても事業活動に伴って発生した廃棄物は、平常時と同様に事業系一般廃棄物及び産業廃棄物に区分し、事業者の責任において処理をすることとする。

(4) 収集運搬能力

平常時のごみの収集運搬を行っている委託業者が保有する収集運搬車両の台数は表8のとおりである。

表8 委託業者の収集運搬車両台数

種別	積載量	台数
ロータリーローダー車	2.4 t	1 台
	2.5 t	6 台
	2.7 t	2 台
	3.6 t	1 台
	3.7 t	2 台
オープンコンテナ車	2 t	1 台
	4.1 t	2 台
	5.8 t	1 台
パッカー車	1.7 t	1 台
	1.8 t	1 台
	3 t	1 台
	3.1 t	1 台
トラック	2 t	6 台
	計 71.4 t	計 26 台

平常時の可燃ごみ収集は、ロータリーローダー車8台とパッカー車1台の計9台で稼働しているが、発災後は平常時の数倍のごみの量が発生することや災害廃棄物の収集運搬には10t積トラック等のオープン型車両が活躍することから収集運搬車両の不足が見込まれる。

委託業者以外にも、知立市一般廃棄物収集運搬業許可業者や産業廃棄物収集運搬業許可業者、協定団体等に支援要請をし、収集運搬車両の確保に努める。

第 5 節 処理施設

- 本市には、焼却施設、粗大ごみ破碎処理施設、最終処分場が 1 カ所ずつあり、焼却施設と粗大ごみ処理施設は本市と刈谷市により設置をした一般廃棄物を処理する一部事務組合（刈谷知立環境組合）である。

焼却施設及び粗大ごみ破碎処理施設における処理可能量は直近の搬入実績から案分し、刈谷市：知立市＝7：3 とする。

- 各施設においては、生活ごみや避難所ごみを優先的に処理した後に余力で災害廃棄物を処理することとし、発災後 3 年間での処理完了を目指す。
- 出来る限り災害廃棄物の再利用・再資源化に取り組み、促進するために、民間再資源化施設に関する情報収集を進め、積極的な活用を検討する。

表9 焼却施設

名称	刈谷知立環境組合 クリーンセンター
所在地	刈谷市半城土町東田46
供用開始	昭和61年4月（平成21年4月1日更新）
処理方式	ストーカ式、三相交流アーク炉
年間処理量(a)	63,693 t/年
被災率を考慮した 処理能力(b)	1年目 70,568 t/年 2年目以降 72,750 t/年
災害廃棄物処理 可能量(c)=(b)-(a)	1年目 6,875 t/年（知立市：2,063 t/年） 2年目以降 9,057 t/年（知立市：2,717 t/年）
処理理想量(d)	10,284 t（災害廃棄物選別後可燃ごみ想定量）
災害廃棄物残量 （3年後）(d)-(c)	2,787 t

表10 粗大ごみ破碎処理施設

名称	刈谷知立環境組合 粗大ごみ破碎処理施設
所在地	刈谷市半城土町東田46
供用開始	昭和61年4月
処理方式	回転式横型破碎機
処理能力	30 t / 5時間 × 1基

表11 最終処分場

名称	知立市第2不燃物処理場
分類	管理型最終処分場
所在地	知立市山屋敷町板張・見社地内
供用開始	昭和62年4月
埋立方式	サンドイッチ工法
全体容積	46,553 m ³
処理可能量	18,767 t

第 6 節 特別に対応が必要な廃棄物等

(1) 有害廃棄物・危険物

有害性のある廃棄物及び危険物については、解体・撤去、収集運搬、保管、選別の各段階において適切に管理し、専門処理業者に引渡すこととする。

各段階で特に留意する必要があるものについて表 1 2 のとおり示す。

表 1 2 有害廃棄物・危険物の取り扱い方法

廃棄物の区分	留意点	参考文献
石綿含有廃棄物	<ul style="list-style-type: none"> ・石綿の混入の恐れがある廃棄物は、散水等により十分に湿潤化して袋詰めにする等して石綿の飛散を防止する。 ・成形板等の非飛散性石綿は、破碎をしないよう他の廃棄物とは分けて保管する。 	災害時における石綿飛散防止に係る取扱いマニュアル（改訂版）（平成 2 9 年 9 月 環境省 水・大気環境局大気環境課）
PCB 廃棄物	<ul style="list-style-type: none"> ・ PCB 廃棄物の保管場所であることを表示する。 ・変圧器、コンデンサー、柱上変圧器等は全て必要な漏洩防止措置を講じて保管する。 	PCB 廃棄物収集運搬・ガイドライン（平成 2 3 年 8 月 改訂 環境省大臣官房廃棄物・リサイクル対策部）
感染性廃棄物	<ul style="list-style-type: none"> ・注射針、点滴用の針、メス等の鋭利なものは手などを傷つけないように注意し、丈夫な容器に入れて運搬し保管する。 ・保管場所は、屋根のある屋内か防水性のビニールシートで全体を覆い、風雨にさらされず飛散・流出しないように必要な対策を講じる。 ・感染性廃棄物の保管場所である旨を明記し、他の廃棄物が混入しないようにする。 	災害廃棄物に混入している感染性廃棄物の取扱いについて（環境省：災害廃棄物対策情報サイト）

(2) 家電リサイクル法対象品目

家電リサイクル法対象品目（テレビ・エアコン、冷蔵庫・冷凍庫、洗濯機・乾燥機）は、原則として所有者が家電リサイクル法に則りリサイクルを行う。

ただし、災害により廃棄物となったものは、市がリサイクル可能か判断し、リサイクル可能であれば市がリサイクル費用を負担し、指定引取場所等に引き渡す。

なお、リサイクル不可能と判断したものは、他の災害廃棄物と同様に処理を行うが、冷蔵庫・冷凍庫及びエアコンについてはフロンの抜き取りが必要であるため、専門業者に依頼をする。

家電リサイクル法対象品目は、廃棄する際にリサイクル費用が発生することから、過去の発災時には「便乗ごみ」として仮置場に搬入されるケースが多いため、仮置場における搬入管理を徹底する。

(3) 被災自動車

被災自動車の処分は、原則として所有者への意思確認を行い、市は被災自動車の撤去・移動及び、所有者もしくは引取業者へ引き渡すまで仮置場で保管をする。

表 1 3 所有者の照会先

情報の内容		照会先
車両ナンバー	登録自動車	国土交通省
	軽自動車	軽自動車検査協会
車検証・車台番号		陸運局

(出典：災害廃棄物対策指針、H26環境省)

道路を塞いでいる等の理由により、撤去・移動に関して緊急性のあるものは速やかに市が撤去・移動を行った後に所有者への意思確認を行うが、緊急性の無いものについては先に所有者への意思確認を行う。

被災自動車は、状態によっては有価物となるが多いため、過去の発災時には仮置場における被災自動車の盗難が多発していることから、仮置場での警備体制を整える必要がある。

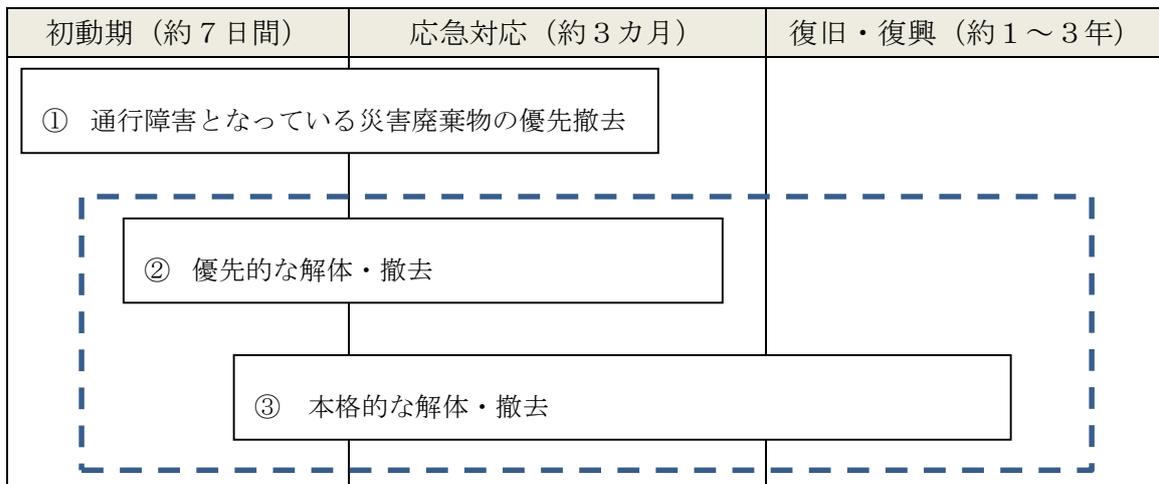
第 7 節 損壊家屋の解体・撤去

損壊家屋の解体・撤去は原則建物の所有者自身が行うものとするが、国が定める災害廃棄物処理補助事業の対象となったものについては、市が行うものとする。

なお、通常補助事業の対象となるものは「全壊」判定を受けたものであるが、過去の阪神・淡路大震災や東日本大震災、熊本地震では「半壊」判定のものも対象となっているため、市は国の方針が確定し次第すみやかに対象となる範囲を市民に周知し、解体・撤去を行うものとする。

○ 対応プロセス

表 1 4 損壊家屋の解体・撤去対応プロセス



※ 小牧市災害廃棄物処理計画、H 2 9 小牧市 を参考に作成

①通行障害となっている災害廃棄物の優先撤去

第 3 章第 4 節 (2) に示すとおり (p16)

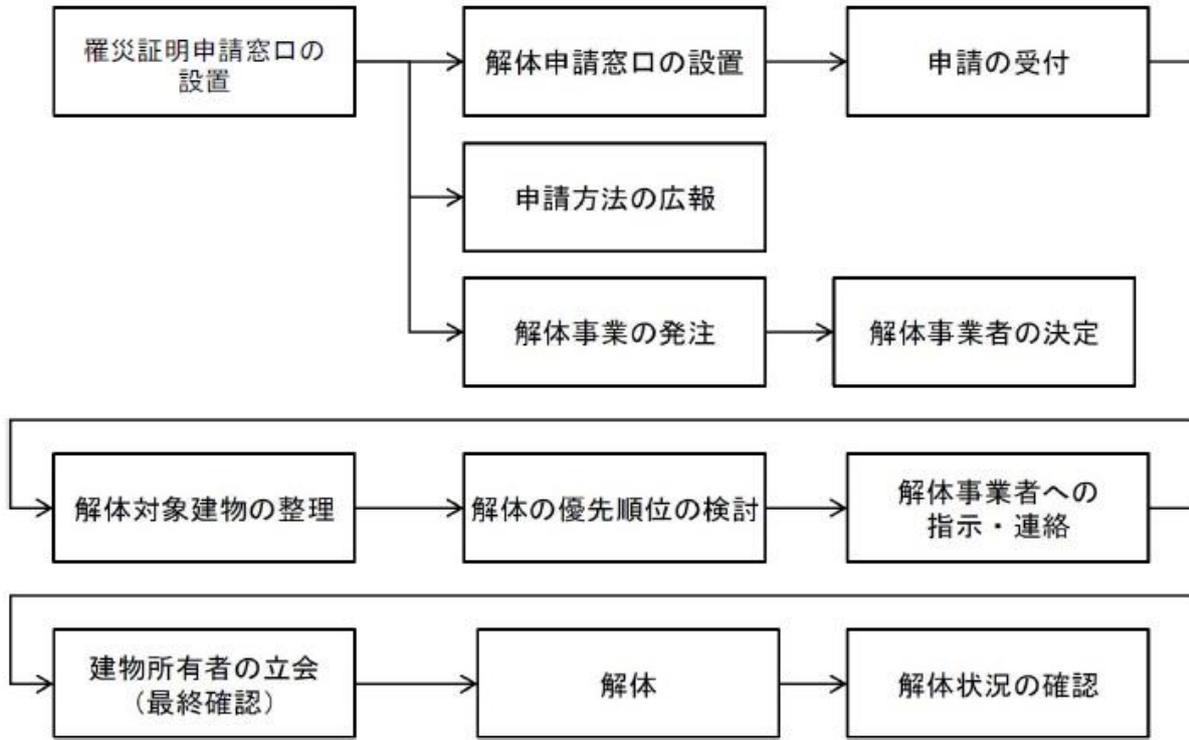
②優先的な解体・撤去

解体申請窓口の設置・広報を行うとともに、応急危険度判定等で倒壊の危険性が極めて高い損壊家屋等については、所有者への意思確認を基本としつつ、所有者等に連絡が取れずやむを得ない場合は土地家屋調査士等による建物の価値がないという判断を踏まえて、解体する。

③本格的な解体・撤去

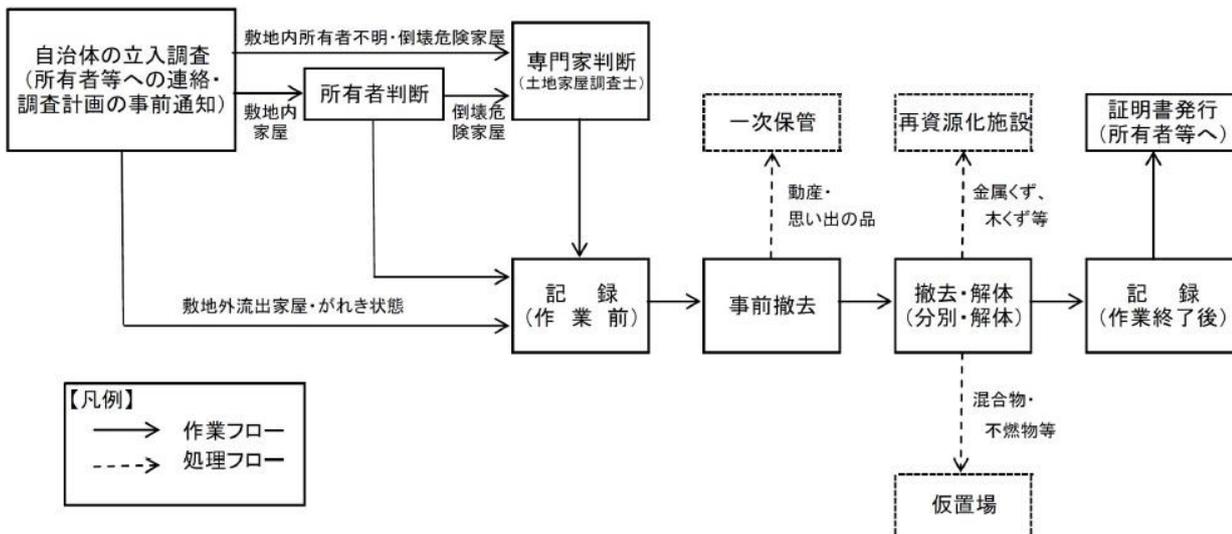
調査班及び建築班と連携のうえ、次の図を参考に解体・撤去手順を確立し進める。所有者からの解体申請を基本としつつ、倒壊の危険がある損壊家屋等について所有者等に連絡が取れずやむを得ない場合は土地家屋調査士等による建物の価値がないという判断を踏まえて、損壊家屋等を解体・撤去する。

・所有者から申請があった場合



(出典：愛知県災害廃棄物処理計画、H28愛知県)

・所有者が不明な場合



(出典：災害廃棄物対策指針、H26環境省)

第4章 し尿処理対策

第1節 し尿処理の基本的事項

1. し尿汲み取りの基本方針

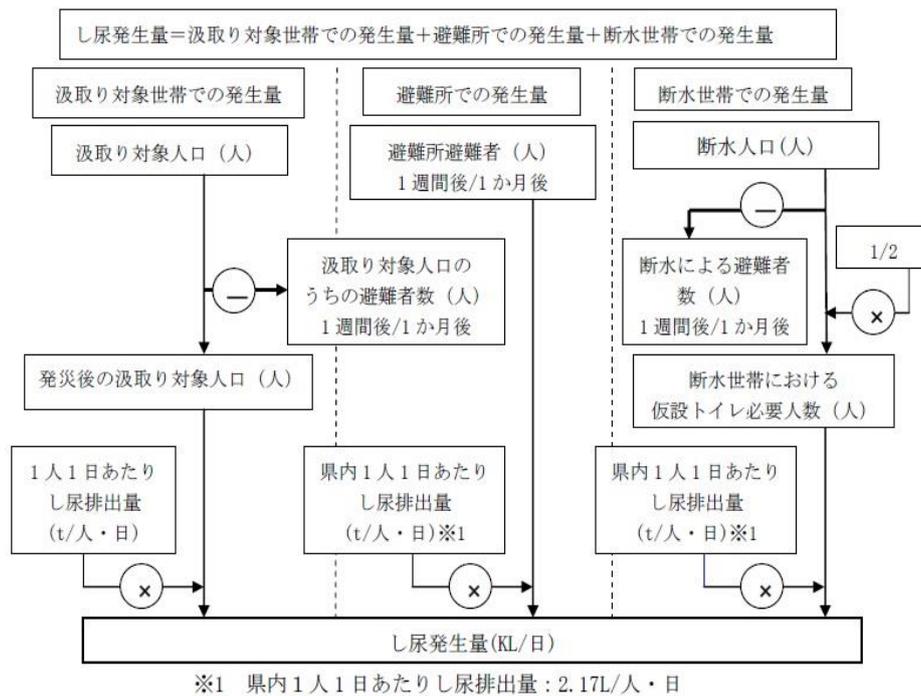
過去の被災地での教訓から、発災後翌日にはし尿が発生し、汲み取りが必要となる。発災後は、すみやかに収集運搬及び処理体制を確立して収集を開始し、市民の生活環境に悪影響を及ぼさないように努める。

2. し尿汲み取り場所の把握

発災後に、し尿汲み取りが必要となる場所は、平常時と同様の汲み取り世帯に加え、避難所の仮設トイレ、断水地域等に設置した仮設トイレとなる。

3. し尿発生量の推計

し尿の発生量は次のとおり推計する。



(出典：平成27年度第2回西三河地域災害廃棄物対策担当会議 愛知県作成資料3より抜粋)

発災後のし尿発生量の推計は表 1 5 のとおりである。

表 1 5 し尿発生量の推計

	発災 1 週間後	発災 1 か月後	平常時
発生量	40.5kl/日	5kl/日	3~4kl/日
想定必要台数	2~4 台	1 台	

第 2 節 収集運搬体制

平常時のし尿の収集運搬を行っている委託業者が保有する収集車両の台数は次のとおりである。

表 1 6 委託業者の収集車両台数（し尿）

種別	積載量	台数
バキューム車	1.8 t	1 台
	3.0 t	3 台
	3.4 t	3 台
	3.6 t	1 台
	9.4 t	2 台
強力吸引車	2.4 t	1 台
超強力吸引車	8.5 t	1 台
	計 32.1 t	計 12 台

し尿発生量の推計から算出した想定必要台数を満たしており、平常時の委託業者であればし尿汲み取り口の把握や収集ルートにも精通しているため、発災後もすみやかに収集を行うことができる。

委託業者が収集をできない状況にあれば協定先等に支援を要請するが、効率的な収集のために委託業者からは人員を手配してもらい支援車両に同乗することも検討する。

第3節 処理施設

平常時に発生するし尿は、豊田市に事務委託をしている逢妻衛生プラントにて処理をしており、発災後も同様とする。

ただし、発災後1週間頃までは処理施設の処理能力を上回る可能性が高いため、搬入時には豊田市と十分に調整をし、1日あたりの搬入量を調整することとする。

表17 し尿処理施設

名称	逢妻衛生プラント
所在地	豊田市前林町前越1番地
供用開始	平成7年2月28日
処理方式	浄化槽汚泥専用処理施設 } 標準脱窒素処理施設 } + 高度処理方式
処理能力	浄化槽汚泥専用処理施設 200kl/日 標準脱窒素処理施設 150kl/日 (し尿64kl/日) (浄化槽86kl/日)

第5章 本計画の推進・見直し

第1節 本計画の推進

本計画をもとに近隣市町村や協定団体等と定期的に発災時に関することについて協議を進める。

また、協定団体以外に市民向けにも広く周知を行い、発災時にごみの収集体制等が変更することや仮置場について予め理解を得ておく。

第2節 人材育成・訓練

発災後は、すみやかに災害廃棄物処理へ対応することが求められるため、災害廃棄物を担当する職員は平常時から本計画をはじめ県計画や国指針等を理解しておく必要がある。担当職員の能力向上のために、愛知県や民間企業が主催する災害廃棄物対策セミナー等に積極的に出席し、課内の職員に共有をする。

また、庁内組織の役割分担や連絡体制の確認を行うために、定期的に伝達訓練や本計画内容の確認を行う。

第3節 本計画の見直し

本計画は実効性の高い計画でなければならないため、庁内組織や近隣市町村、協定団体等との協議により、変更点が生じた場合は、適宜修正を行う。

また、国の災害廃棄物対策指針や愛知県災害廃棄物処理計画、知立市地域防災計画等の関連計画が改訂された場合は、必要に応じて計画の見直しを行うものとする。

様式 1

災害廃棄物搬入申請書

年 月 日

知 立 市 長

住所	電話
氏名	

知立市内において災害により発生した災害廃棄物を仮置場に搬入したいため、下記のとおり申請します。

搬入者の氏名		
廃棄物の発生場所		
ごみの種類(該当するものすべてに○)	1	可燃性混合物
	2	腐敗性廃棄物(食品廃棄物や畳)
	3	不燃性混合物
	4	がれき類
	5	木くず
	6	廃家電
	7	金属類
	8	有害廃棄物・危険物
	9	その他のごみ(具体的に)

※ 必ず裏面の注意事項を守ってください。搬入禁止物の持ち込みはできません。

〈搬入にあたり守っていただくこと〉

1. 搬入物の検査を受けること
2. 仮置場内では最徐行すること
3. 搬入物は種類ごとに指定場所に自ら降ろすこと
4. 仮置場内では火気を使用しないこと
5. その他、係員の指示に従うこと

〈搬入可能物〉

地震等の災害により、知立市内から発生したごみであって、以下の〈搬入禁止物〉に該当しないごみ

〈搬入禁止物〉

1. 日常ごみ（紙類、生ごみ、缶、びん、プラスチック製容器包装など） ※通常収集で出してください
2. 事業系一般廃棄物、産業廃棄物
3. 火気のあるもの（燃えがら等）
4. 著しい悪臭を発生するもの、多量の汚水を排出するもの
5. その他、係員が不相当と判断したもの

※ 「仙台市 市民用仮置場への持ち込みに係る申請用紙」を参考に作成